

美浜町農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

平成28年4月1日に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことにより、農業委員会に農地等の利用の最適化の推進などを職務とする農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新たに設置することとなりました。

美浜町農業委員会では、令和8年7月19日の現農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農地等の利用の最適化の推進に熱意をもって取り組んでいただける推進委員を募集します。

1. 募集期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで

※応募人数が定数に満たない場合等は延長することがあります。

2. 募集定員及び担当区域

7人（別表の各区域に1人）

3. 主な業務

担当区域において、農業委員会の委員と連携し主に下記の活動に従事します。

（1）農地等の利用の最適化の推進（農業委員と連携して実施）

- ①農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進
- ④地域計画の更新に係る意見聴取・情報収集

（2）必要に応じて農業委員会総会等へ出席し、農地利用最適化に係る報告や意見を行う

（3）農地利用状況調査や農業者の意向確認等農地の確保と利用調整のための現場や地域での活動等

（5）研修会等の自己研さん

4. 任期

農業委員会から委嘱された日～令和11年7月19日（約3年間）

5. 報酬

年額100,000円

（※活動実績や農地利用最適化の成果実績に応じて追加報酬あり）

6. 身分

美浜町の非常勤特別職

7. 募集方法

（1）個人または団体等からの推薦（他薦）

（2）個人による応募（自薦）

8. 推薦・応募資格

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 基準日(令和8年7月20日)において20歳未満の者
- (4) 法律上、推進委員と兼務を禁止されている職にある者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

9. 申込み方法・提出先

美浜町役場産業政策課（農業委員会事務局）の窓口で推薦又は応募用紙を受け取るか、美浜町ホームページより下記の応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、募集期間内（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに下記の提出先まで提出してください。

(1) 提出書類

- ①推薦の場合：（様式第1号）農地利用最適化推進委員推薦書
- ②応募の場合：（様式第2号）農地利用最適化推進委員応募書

(2) 提出先

美浜町役場 1階 美浜町農業委員会事務局（産業政策課内）

10. 選考方法

美浜町農業委員会において美浜町農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。

11. その他

- (1) 農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできません。（ただし、連携協力して活動します）
- (2) 応募者については、次の事項について関係機関等へ確認をします。
 - ①8. 推薦・応募資格に関する事項
 - ②農地法に関する法令違反等の有無
 - ③農業経営の状況等
- (3) 選考結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けできません。

12. 公表

推薦・応募された内容は、一部箇所を除き募集期間中及び募集終了後に美浜町ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

（公表内容：推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由）

等)

13. 問合せ先

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25 (美浜町役場)

美浜町農業委員会事務局 (産業政策課内)

電話 0770-32-6706 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)

(別表) 農地利用最適化の推進に係る区域設定

区域名	区域に含まれる大字の表記
北・南地区1	早瀬・笹田・日向・久々子・松原
北・南地区2	気山・大藪・金山・久保・郷市
耳地区1	河原市・南市・和田・木野・佐柿・興道寺
耳地区2	野口・佐野・上野・麻生
耳地区3	新庄・寄戸・五十谷・安江・宮代・中寺
東地区1	坂尻・山上・太田・佐田
東地区2	北田・菅浜・竹波・丹生